

雇用機会の増大が必要な地域等で求職者等を雇い入れることに伴い、事業所を設置・整備した事業主 又は中核人材労働者を雇い入れた事業主の方への給付金

6 地域雇用開発助成金

雇用機会が特に不足している雇用開発促進地域（地域雇用開発促進法第7条第1項に規定する同意雇用開発促進地域）、若年層・壮年層の流出の著しい過疎等雇用改善地域、特に若年者の失業者が慢性的に滞留している沖縄県における雇用構造の改善を図るため、その地域に居住する求職者等を雇い入れることに伴い、事業所を設置・整備する事業主又は、中核人材労働者を雇い入れ、また、それに伴い、その地域に居住する求職者等を雇い入れる事業主に対して、**I 雇用開発奨励金**、**II 中核人材活用奨励金**、**III 沖縄若年者雇用促進奨励金**を支給します。

I 雇用開発奨励金

各地域において、雇い入れた支給対象者の人数及び事業所の設置・整備の費用に応じて一定額を助成します。なお、設置・整備の対象については、国の補助金等（地方公共団体等を通じた間接補助金等を含みます。）の補助対象となっているものを除くなどの一定の条件があります。

1 同意雇用開発促進地域又は過疎等雇用改善地域（※）

受給できる事業主

(1) 地域内での労働者の雇入れ及びこれに伴う事業所の設置・整備に関する計画（計画届）を当該地域の管轄労働局長に提出した日（計画日）からその計画が完了した旨の届（完了届）を管轄労働局長に提出した日（完了日）までの間（最大18か月）に当該地域に居住する求職者等を継続して雇用する労働者（雇用保険の短時間労働被保険者以外の一般被保険者）として3人（ただし、創業に限り2人）以上雇い入れ、かつ、それに伴い事業所の事業の用に供する施設又は設備を設置し、又は整備（設置・整備）を行う（その費用の合計額が300万円以上のものに限る。）事業主であること。

※ 同意雇用開発促進地域は都道府県が策定し、厚生労働大臣が同意した地域雇用開発計画に定められた雇用開発促進地域の区域であり、過疎等雇用改善地域は厚生労働大臣が指定する地域です。

- (2) (1)の雇入れが同意雇用開発促進地域又は過疎等雇用改善地域における雇用構造の改善に資すると認められる事業主であること。
- (3) (1)の雇入れに係る者に対する賃金の支払いの状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

受給できる額

対象労働者の数及び設置・整備に要した費用に応じて、1年ごとに3回支給します。

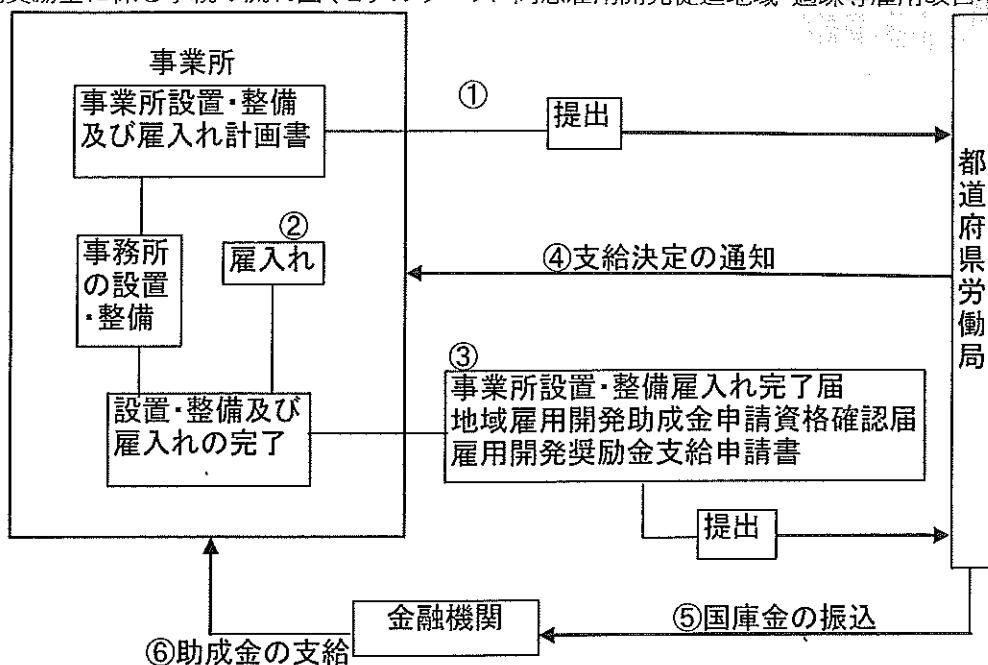
設置・整備に要した費用	対象労働者の数								
	3(2)~4人	5~9人	10~14人	15~19人	20~24人	25~29人	30~39人	40~49人	50人以上
300万円以上 1,000万円未満	30万円	50万円	100万円	150万円	200万円	200万円	200万円	200万円	200万円
1,000万円以上 2,000万円未満	45万円	75万円	150万円	225万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
2,000万円以上 5,000万円未満	60万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	500万円	500万円	500万円
5,000万円以上	75万円	125万円	250万円	375万円	500万円	625万円	750万円	1,000万円	1,250万円

() 内は創業の場合

受給のための手続

- (1) 計画から受給までの基本的な手続は、次のとおりです（次ページ参考図参照）
 - イ 「地域雇用開発助成金事業所設置・整備及び雇入れ計画書」の提出（①）
 - 事業所の設置・整備
 - ハ 労働者を雇入れ（②）
- 二 「事業所設置・整備及び雇入れ完了届」、「地域雇用開発助成金申請資格確認届」、「雇用開発奨励金支給申請書（申請書は以後1年ごと）」の提出（③）
- ホ 助成金の受給
- (2) (1)の二の完了届提出と同時に、「地域雇用開発助成金雇入れ労働者申告書」「地域雇用開発助成金事業所設置・整備費用申告書」並びに関係添付資料を提出していただきます。
- (3) 申請書等を提出していただいた後、設置・整備費用又は雇入れ労働者等の確認を行いますので、ご協力をお願い致します。
- (4) 計画の変更又は撤回、計画の完了後に雇用調整を行うなど雇用開発を中止する場合等は、都道府県労働局へご相談ください。

雇用開発奨励金に係る手続の流れ図(モデルケース・同意雇用開発促進地域・過疎等雇用改善地域に係るもの)



支給要件

- (1) 完了日の翌日から起算して1年ごとに区分した期間の末日における当該事業所の継続して雇用する労働者の数が、完了日における当該事業所の継続して雇用する労働者の数未満となったとき、当該奨励金は支給されません。
- (2) 完了日後において、当該事業所で対象労働者を雇用しなくなったとき（当該雇用しなくなったとき以後速やかに、新たに継続して雇用する労働者を雇い入れたときは除きます。ただし、解雇等事業主都合で離職させた事業主は、対象労働者の補充は行えません。）、当該奨励金は支給されません。

創造地域重点分野に該当する事業主の特例措置

雇用開発奨励金の支給対象事業主で、雇入れ計画書提出時に、当該事業主の行う事業が同意自発雇用創造地域（地域雇用開発促進法第10条第1項に規定する同意自発雇用創造地域）の地域重点分野に該当すると都道府県労働局長が認定した事業主に対しては、完了届提出後も、相当数の雇入れを続ける等の、一定の条件を満たした場合は、第4、5回目の助成金の支給が行われます。

2 同意雇用開発促進地域における特別の措置

受給できる事業主

地域内において、同意雇用開発促進地域の雇用構造の改善に特に資すると認められる雇用機会の増大に関する大規模雇用開発計画を作成し、厚生労働大臣の認定を受け、当該大規模雇用開発計画の定める雇用開発期間（雇入れ及びそれに伴う事業所の設置を開始する日から完了する日までの期間。最大2年）内に当該地域に居住する求職者等を継続して雇用する労働者（雇用保険の短時間労働被保険者以外の一般被保険者）として100人以上雇い入れ、かつ、それに伴い事業所を新たに設置（その費用の合計額が50億円以上のものに限る）する事業主であること。

受給できる額

対象労働者の数及び事業所の設置に要した費用に応じて、1年ごとに3回支給します。

50億円以上、100人以上雇入れ	1億円
50億円以上、200人以上雇入れ	2億円

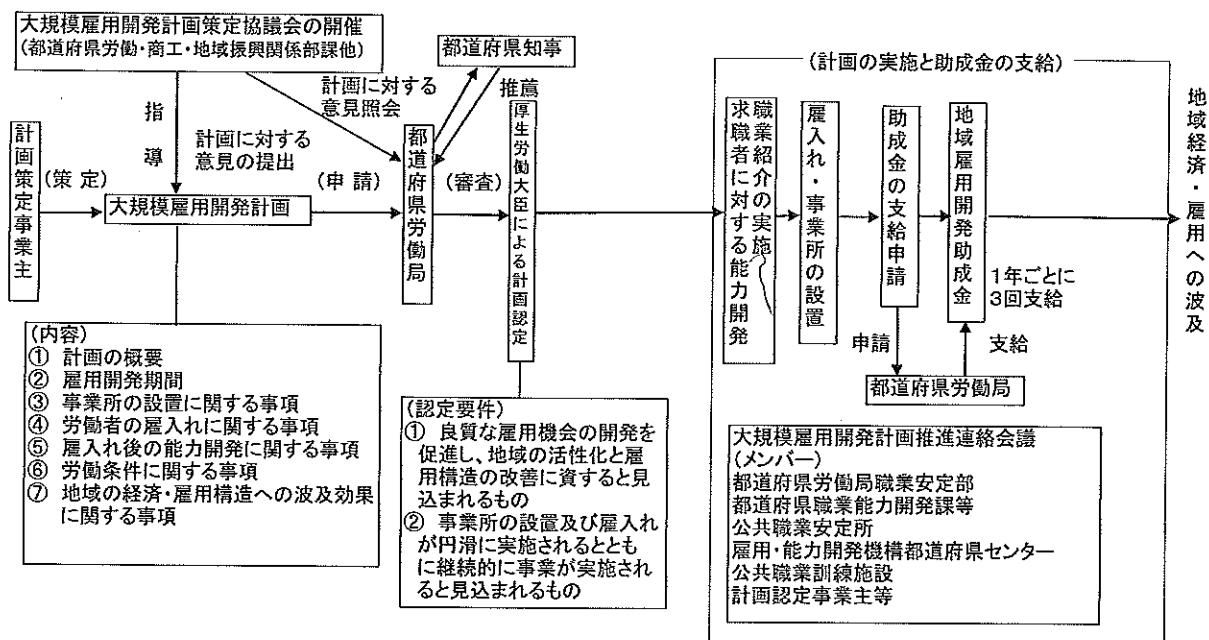
支給要件

- (1) 認定された大規模雇用開発計画の認定を厚生労働大臣が取り消した場合には、その後の当該奨励金は支給されません。
- (2) 計画の完了した日から起算して1年ごとに区分した期間の末日における当該事業所に雇い入れた対象労働者の人数が助成額の算定に係る人数を下回る場合には、当該奨励金は支給されません。

計画の作成

- (1) 計画を作成する場合には、都道府県労働局職業安定主務課の指導を受けることが必要です。
- (2) 計画の認定を受けるための申請書は都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に提出することとなります。

フローチャート



受給のための手続

「地域雇用開発助成金申請資格確認届」提出と同時に、「地域雇用開発助成金雇入れ労働者申告書」「地域雇用開発助成金事業所設置・整備費用申告書」及び関係添付資料等を提出し、申請資格を受けると同時に、「雇用開発奨励金支給申請書」に必要な書類を添えて管轄労働局に支給申請を行ってください。その後1年ごとに支給申請を行ってください。

II 中核人材活用奨励金

同意雇用開発促進地域において、中核人材労働者（5人まで）を受け入れ、また、それに伴い受け入れた中核人材労働者の2倍以上の当該地域に居住する求職者（地域求職者：雇用保険の短時間労働被保険者以外の一般被保険者に限る。）を雇い入れる事業主に対し、一定額を助成します。

受給できる事業主

次の(1)から(4)のいずれにも該当する事業主が対象となります。

- (1) 地域内に所在する事業所の事業主であり、新たな事業展開（創業、異業種への進出、新製品・新商品の開発、高付加価値化、販路の拡大、経営の高度化等をいう。）に資すると認められる中核人材労働者の受け入れ（雇入れ、出向その他の契約に基づき受け入れること）又はこれに伴う労働者の雇入れに関する計画（計画届）」を当該事業所の管轄労働局長に提出した日（計画日）からその計画が完了した旨の届（完了届）を管轄労働局長に提出した日（完了日）までの間（最大1年）に、中核人材労働者を受け入れる事業主であること。

※ 中核人材労働者とは、熟練技能者（生産工程に係る業務に7年間以上従事していた者）、製品・技術の開発担当者（技術系の大学の教育課程を修了し、又はこれと同等以上の専門的知識を有し、かつ製品・技術開発、生産管理、技術指導の業務に3年間以上従事していた者又は製品・技術開発、生産管理、技術指導の業務に7年間以上従事していた者）又は新分野進出等により新たに発生する事業における業務に就く者（事務的・技術的な業務の企画・立案、指導を行うことができる専門的な知識を有するか、部下を指揮・監督する業務に従事する課長相当職以上の者で年収400万円以上の賃金（賞与を除く）の者をいいます。

- (2) (1)の受け入れに伴い、当該受け入れに係る中核人材労働者の数の、2倍以上の数の当該地域に居住する求職者を、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。
- (3) (1)及び(2)の受け入れ等が同意雇用開発促進地域における雇用構造の改善に資すると認められる事業主であること。
- (4) (1)及び(2)の受け入れ等に係る者に対する賃金の支払いの状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

受給できる額

当該事業所において受け入れた中核人材労働者の人数に応じて、以下の額を2回に分け、半年ごとに支給します。

中核人材労働者 1人当たり 100万円（中小企業は140万円）

ただし、自発雇用創造地域の地域重点分野に該当する場合

中核人材労働者 1人当たり 150万円（中小企業は210万円）

受給のための手続

- (1) 「中核人材活用奨励金受け入れ等計画書」を管轄労働局に提出してください。
- (2) 完了届提出と同時に、「中核人材活用奨励金中核人材受け入れ等申告書」及び関係添付資料を提出してください。
- (3) 申請資格を受けた後、助成期間の最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期とし、その末日の翌日から起算して1か月以内に、「中核人材活用奨励金支給申請書」に必要な書類を添えて管轄労働局に支給申請を行います。

III 沖縄若年者雇用促進奨励金

受給できる事業主

受給できる事業主は、次の①～③に該当する事業主で、30事業所を限度とします。

- ① 沖縄県の区域内において、事業所の施設や設備を新設、増設、購入又は賃借して、新たに事業を始め、又は拡大すること。
- ② ①に伴い、沖縄県の区域内に居住する30歳未満の求職者を常用労働者（短時間以外の一般被保険者）として雇い入れること。
- ③ ①の事業所の設置・整備及び②の求職者の雇入れについての計画を自ら作成し、魅力的な雇用機会のモデルとして沖縄労働局長の認定を受けた事業主であること。

受給できる額

設置・整備及び雇入れ完了日から1年間（対象労働者等の定着状況が特に優良な場合は2年間）雇い入れた沖縄県の区域内に居住する30歳未満の者に支払った賃金に相当する額として厚生労働大臣が定める方法（雇入れ事業所の前年度の確定保険料から労働者1人当たりの平均賃金を求め、これに一定の調整率を乗じて得た額）により算定した額の1／3を助成（助成額には限度があります。）します。

受給のための手続

- ① 事業所の設置・整備に伴う雇入れを予定している事業主は、その旨の計画書を沖縄労働局長に提出してください。本助成金制度は、助成の対象とする数が限られていますので、提出した計画について沖縄労働局長が認定を行ったもののみが助成金の支給を受けることができます。（平成19年度の申請期間は、平成19年4月2日から平成19年12月28日までとなります。）
- ② ①の認定を受けた場合であって、計画を提出した日以後の事業所の雇入れが助成の対象となります。
- ③ 事業所の設置・整備に伴う雇入れが完了したときは、その旨を届け出るとともに、申請資格の確認を申請してください。
- ④ 当該奨励金は事業所の設置・整備に伴う雇入れが完了した日から半年経過後に第1回目の支給申請、その後、半年ごとに支給されますので、そのつど支給を申請してください。

その他（地域雇用開発助成金全般について）

※ 地域雇用開発助成金の支給に際しては、以下の要件に該当した場合には助成金は支給されません。

- (1) 計画日から完了日から起算して6か月を経過した日までの間に、当該事業所で雇用する被保険者を解雇等事業主都合で離職させた事業主、あるいは全労働者の6%（その数が3人以下の時は3人）を超える割合で特定受給資格者である離職者を発生させた事業主に対しては、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金は支給されません。
- (2) 計画日から完了日までの間に、当該事業所で雇用する被保険者を解雇等事業主都合で離職させた事業主あるいは全労働者の6%（その数が3人以下の時は3人）を超える割合で特定受給資格者である離職者を発生させた事業主に対しては、雇用開発奨励金は支給されません。
- (3) 労働保険料の納付を滞納している事業所は当該助成金の支給は受けられません。
- (4) 不正行為により各種助成金の支給を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたり助成金の不支給措置がとられている場合には当該助成金の支給は受けられません。
- (5) 労働関係法令の違反により、助成金を支給することが適切でないものと認められる場合は当該助成金の支給は受けられません。

また、雇い入れた対象労働者については、雇入れ日において65歳未満の者に限るなどの一定の条件があります。

（手続き等の詳細については、都道府県労働局にお問い合わせください。）